

相談窓口一覧

	相談窓口	連絡先(相談時間)	所在地	
総合的な相談	東京都若年性認知症総合支援センター	3713-8205 (月～金/9:00～17:00)		
	東京都多摩若年性認知症総合支援センター	042-843-2198 (月～金/9:00～17:00)		
	若年性認知症コールセンター	0800-100-2707 (月～土/10:00～15:00)		
身近な相談窓口	豊島区高齢者福祉課 介護予防・認知症対策グループ	4566-2433 (月～金/8:30～17:00)	南池袋2-45-1区役所4階	
	高齢者総合相談センター (お住まいの住所により担当地域があります)	月～金/8:30～18:30 土曜日/8:30～16:30		
	菊かおる園高齢者総合相談センター	3576-2245	西巢鴨2-30-19	
	東部高齢者総合相談センター	5319-8703	南大塚2-36-2	
	中央高齢者総合相談センター	5985-2850	東池袋1-39-2	
	ふくろうの杜高齢者総合相談センター	5958-1208	南池袋3-7-8	
	豊島区医師会高齢者総合相談センター	3986-3993	西池袋3-22-16	
	いけよんの郷高齢者総合相談センター	3986-0917	池袋本町1-29-12	
	アトリエ村高齢者総合相談センター	5965-3415	長崎4-23-1	
	西部高齢者総合相談センター	3974-0065	千早2-39-16	
心や身体の相談	池袋保健所健康推進課	3987-4174	東池袋4-42-16	
	長崎健康相談所	3957-1191	長崎3-6-24	
認知症に関する医療相談	豊島長崎クリニック (地域連携型)	6905-8015	長崎4-25-15	
	東京都健康長寿医療センター (地域拠点型)	3964-1141 (代)	板橋区栄町35-2	
生活及び就労の相談	豊島区暮らし・しごと相談支援センター	4566-2454	南池袋2-45-1 区役所4階	
就 労	ハローワーク池袋 (池袋本庁舎) (専門援助第二部門)	3987-8609	東池袋3-5-13 本庁舎	
	ハローワーク池袋 (サンシャイン庁舎)	5911-8609	東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階	
社会保障制度	高額療養費	加入している医療保険の保険者へお問合せください		
	傷病手当金	加入している健康保険組合へお問合せください		
	雇用保険	ハローワーク池袋 (サンシャイン庁舎) (雇用保険給付課)	5958-8609	東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階
	障害年金	池袋年金事務所 (国民・厚生年金)	3988-6011	南池袋1-10-13 荒井ビル
		高齢者医療年金課 (国民年金)	3981-1952	南池袋2-45-1 区役所3階
権利擁護・成年後見	福祉サービス権利擁護支援室 「サポートとしま」	3981-2940	東池袋1-39-2 区役所東池袋分庁舎4階	
社会参加・交流の場・家族の支え	区内	障害福祉課精神障害者福祉グループ	3981-1988	南池袋2-45-1 区役所4階
		いきいき＊がくだい (要相談)	通所サービス 3713-8207	目黒区碑文谷5-12-1 TS碑文谷ビル3階
		練馬若年認知症サポートセンター (要相談)	通所サービス 5903-6520	練馬区上石神井1-35-5
	区外	ゆうゆうスタークラブ (要相談)	ミニデイ 月1回 5919-4186	杉並区阿佐ヶ谷
		NPO法人若年認知症サポートセンター	電話相談 5919-4186	新宿区新宿1-9-4中公ビル 御苑グリーンハイツ605
		若年認知症ねりまの会 MARINE	当事者・家族会 090-8812-5298	練馬区 (要電話 問合せ)
		若年認知症家族会・彩星の会	家族会 電話相談 5919-4185 月・水・金11:00～15:00	新宿区新宿1-9-4中公ビル 御苑グリーンハイツ605

若年性認知症の方 ご家族の方へ



若年性認知症の小川さんとご主人

一足先に認知症になった私からあなたへ

当初は驚かれると思いますが、軽度認知障害 (MCI) の場合が多いですから、根気良く治療を受けてください。

私も、診断を受けた当初は、大変ショックを受けましたが、半年も経つと、体調も落ち着き、物事を落ち着いて考えられる様になってきました。あきらめずに、希望を持って明るく生きましょう。

(以上は、私自身に対するメッセージでもあります)

このリーフレットは、若年性認知症の方やご家族の方がその病気の進行や症状、相談の内容に応じて利用できるサービスや相談窓口について概要をまとめたものです。早い時期に相談することで、これからの生活が変わります。自分らしく生きるために一人で悩まず、ご相談ください。



《若年性認知症》
65歳未満で発症した認知症性疾患
(アルツハイマー病、脳血管型、
前頭側頭型、レビー小体型など)
の総称です。

若年性認知症の方が利用できる制度

さまざまな社会的サポートがあります。以下は主な制度です。

① 自立支援医療制度（精神通院）

認知症の治療で通院する場合、通院医療費（薬代なども含む）の自己負担額が原則1割に軽減されます。ただし、世帯の収入により月額負担上限が決まっています。

② 精神障害者保健福祉手帳

手帳の交付によって、税制の優遇措置等が受けられます。障害の状態により、等級は1級～3級に分かれています。

③ 障害年金

日常生活や労働能力に支障が出た場合に、年金を受けることができます（支給要件あり）。障害の状態により、等級は1級～3級（3級は障害厚生年金のみ）に分かれています。
※申請には一定の納付要件や年齢要件があります。

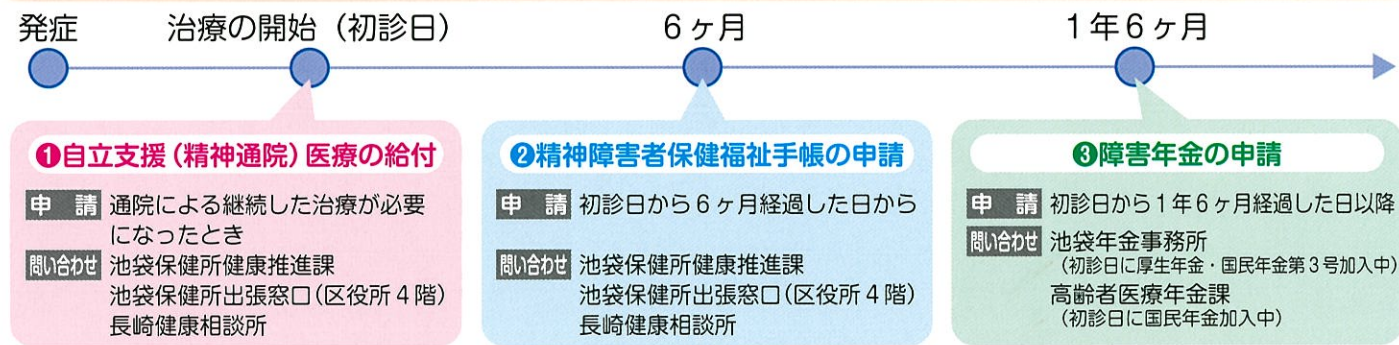
④ 介護保険制度

自宅や通所施設などにおける必要なサービスを受けられます。心身の状態により、要支援1～2と要介護1～5の7段階に分かれており、サービスを受けるためにはまず介護認定の申請手続きが必要です。

④ 介護保険サービスは、40歳から64歳の方でも、介護保険法において定められている特定疾病（初老期における認知症（アルツハイマー病など））であれば申請できるため、若年性認知症の方も申請できます。

医療・障害者手帳・年金

申請と問い合わせ先



状況に応じてご利用いただける制度

手当等

就業中の方	傷病手当金（厚生年金の方） ※国民健康保険の被保険者は対象外	申請：休職4日目から最長1年6ヶ月間 問い合わせ：加入している保険者（全国健康保険協会または健康保険組合など）
退職された方	雇用保険の手続き	退職された際、労働する能力と意思がある場合は、雇用保険の手続きをすることで、失業手当を受けられる可能性があります 問い合わせ：ハローワーク池袋（サンシャイン庁舎）（雇用保険給付課）
症状が進んできた方	高額介護合算療養費の支給	（75歳未満の方）加入されている医療保険にお問い合わせください。 （75歳以上の方）後期高齢者医療保険と介護保険の両方を利用し、自己負担額の合算が基準額を超えた場合、超えた額を支給する制度です。※対象者には、申請のお知らせあり 問い合わせ：高齢者医療年金課後期高齢者医療グループ

各サービスの紹介

総合的な相談

【東京都】 東京都若年性認知症総合支援センター、東京都多摩若年性認知症総合支援センター

東京都の若年性認知症専門のワンストップ相談窓口です。

専門の若年性認知症支援コーディネーターがご本人やご家族、職場などの関係者からの相談に対応します。

【国】 若年性認知症コールセンター（認知症介護研究・研修大府センター）

厚生労働省の認知症対策支援事業による若年性認知症の専門相談機関です。内容についてはホームページをご覧ください。

身近な相談

【豊島区】 高齢者福祉課 介護予防・認知症対策グループ

認知症コーディネーター・認知症地域支援推進員が対応します。

【豊島区】 高齢者総合相談センター（豊島区内8ヶ所）

認知症や介護についての相談、介護や地域のサービスの紹介などを行う身近な相談窓口です。



ご自宅での相談の様子

心や身体の相談

【窓口】 池袋保健所健康推進課・長崎健康相談所

病気やこころ、身体のこと、若年性認知症専門の医療機関についてご相談ください。

自立支援医療（精神通院医療）や精神障害者保健福祉手帳の申請ができます。

難病医療費等助成対象である「前頭側頭葉変性症」「大脳皮質基底核変性症」「多発性硬化症」等の申請も受け付けています。

認知症に関する医療相談

【窓口】 地域連携型認知症疾患医療センター：豊島長崎クリニック

地域拠点型認知症疾患医療センター：東京都健康長寿医療センター

東京都から指定を受けた医療機関で認知症疾患に関する鑑別診断や治療等についての相談を行っています。

若年性認知症専門の医療機関については、豊島区高齢者福祉課 介護予防・認知症対策グループ、高齢者総合相談センターでもご紹介しています。

生活及び就労の相談

【窓口】 豊島区暮らし・しごと相談支援センター

相談支援員がお困りごとを整理したうえで、それぞれの方に合った支援プランを作成します。

また、生活のことや仕事さがしなどに関するお悩みも関係機関と連携し、課題解決に向けた支援を行います。

就 労

● 就労している方

仕事の内容によりますが、配置転換や障害者雇用枠に切り替えるという方法があります。

退職される前に職場の上司や人事担当者、産業医への相談をお勧めします。

【窓口】 ハローワーク池袋

● 退職された方・退職を考えている方

今後の就労についてお悩みの方には、ハローワークにお仕事の相談窓口があります。

（障害者手帳をお持ちの方：ハローワーク池袋本庁舎専門援助第二部門、障害者手帳をお持ちでない方：ハローワーク池袋サンシャイン庁舎）

権利擁護・成年後見

● 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

加齢や障害により福祉サービスの利用手続きや金銭管理が難しくなってきた方を対象に、利用者ご本人との契約に基づき、職員（専門員、生活支援員）が定期的に訪問し、日常生活費の管理のお手伝いや生活変化の見守りを行います。

問い合わせ：社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」

● 成年後見制度

契約や財産の管理などをすることが難しい方を法的に支援する制度です。

「サポートとしま」は成年後見制度にかかわる相談や申立ての方法、申立て書類の配布など、制度の利用についてのお手伝いをします。

問い合わせ：社会福祉協議会福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」

社会参加・交流の場

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

障害の程度や状況等に応じて、就労支援サービスや介護の支援を受けることができます。

※障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は介護保険サービスが優先されます。

問い合わせ：障害福祉課精神障害者福祉グループ

認知症カフェ（区内登録19か所）

認知症の人とそのご家族、地域の方々が気軽に集い交流できる場を提供しています。専門職に相談ができる場もあります。

家族の支え

認知症介護者の会（区内5か所） 若年性認知症介護者の会（区外）

介護者の会（家族会）は、介護者同士の話し合いや情報交換、交流の場となっています。

本人ミーティング

認知症の人が自分の思いや大切に考えていることを語り合う場です。

